用　語　の　解　説

1　人口

(1)　国勢調査で調査した人口は、調査年の 10 月 1 日午前零時現在（以下「調査時」という。）の人口です（昭和 20 年の人口を掲載している場合は、同年 11 月 1 日午前零時現在で行われた人口調査による人口）。

(2)　調査した人口は「常住人口」です。常住人口とは、調査時に常住している場所で調査する方法（常住地方式）による人口をいいます。すなわち、当該住居に 3 か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3 か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時にいた場所に「常住している者」とみなしています。

2　面積と人口密度

統計表に掲載してある面積は、国土交通省国土地理院が公表した各年 10 月 1 日現在の「全国都道府県市区町村別面積調」によっています。

平成 22 年調査までは、国土地理院が公表した市区町村別面積のうち、境界未定のため関係市区町村の合計面積のみが表示されているものなどについて、総務省統計局において面積を推定していました。しかし、平成 26 年から国土地理院が境界未定地域に係る市区町村の面積を算出するようになったことを受けて、平成 27 年以降の調査では、国土地理院の公表する面積を用いています。

人口密度については、国勢調査令等によって調査の対象外であった地域の面積を除いて算出しています。

3　人口集中地区

(1)　人口集中地区

「人口集中地区」とは、市区町村の境域内において、人口密度の高い基本単位区（原則として人口密度が 1 平方キロメートル当たり 4,000 人以上）が隣接し、かつ、その隣接した基本単位区内の人口が 5,000 人以上となる地域です。

人口集中地区は、平成 2 年調査までは、国勢調査の調査員が担当する地域である調査区を基に設定してきましたが、平成 7 年調査からは基本単位区を基にしています。

(2)　人口集中地区符号

同一市区町村内に 2 か所以上の人口集中地区が設定されている場合は、人口の多い順に、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ・・・の符号でそれぞれの人口集中地区を表示しています。

(3)　人口集中地区の面積

人口集中地区の面積は、総務省統計局において測定したものです。ただし、全域が人口集中地区となる市区町村の面積は、「全国都道府県市区町村別面積調」によっています。

4　人口性比

「人口性比」とは、女性 100 人に対する男性の数をいいます。

$$\text{人口性比} = \frac{\text{男性人口}}{\text{女性人口}} \times 100$$

5　年齢

「年齢」は、令和 7 年 9 月 30 日現在の満年齢を基に集計しています。なお、令和 7 年 10 月 1 日午前零時に生まれた人は 0 歳としています。

6　平均年齢

「平均年齢」は、以下のとおり算出しています。

$$\text{平均年齢} = \frac{\text{年齢（各歳）×各歳別人口}}{\text{各歳別人口の合計（年齢「不詳」を除く。）}} + 0.5$$

＜ 平均年齢に 0.5 を加える理由 ＞

国勢調査では、9 月 30 日現在の満年齢（誕生日を迎えるごとに 1 歳を加える年齢の数え方）を用いて集計しています。

つまり、9 月 30 日現在でX歳と 0 日の人も、X歳と 364 日の人も同じX歳として集計しています。

そこで、平均年齢を算出する際、X歳と 0 日から 364 日までの人がいることを考慮し、平均である半年分（0.5 歳）を加えているものです。

7　年齢中位数

「年齢中位数」とは、人口を年齢順に並べたとき、その中央で人口を 2 等分する境界点にある年齢のことをいいます。

8　配偶関係

「配偶関係」は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分しています。

区分	内容
未婚	まだ結婚したことのない人
有配偶	届出の有無に関係なく、妻又は夫のある人
死別	妻又は夫と死別して独身の人
離別	妻又は夫と離別して独身の人
配偶関係「不詳」	未回答などにより配偶関係が判断できない場合

9　世帯の種類

昭和 60 年以降の調査では、世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分しています。

区分		内容
一般世帯		ア　住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者 ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めています。 イ　上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者 ウ　会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者
施設等の世帯		
	寮・寄宿舎の学生・生徒	学校の寮・寄宿舎で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり （世帯の単位：棟ごと）
	病院・療養所の入院者	病院・療養所などに、すでに3か月以上入院している入院患者の集まり （世帯の単位：棟ごと）
	社会施設の入所者	老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり （世帯の単位：棟ごと）
	自衛隊営舎内居住者	自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり （世帯の単位：中隊又は艦船ごと）
	矯正施設の入所者	刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり （世帯の単位：建物ごと）
	その他	定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠（住所）を有しない船舶乗組員など （世帯の単位：一人一人）

10　世帯主・世帯人員

(1)　世帯主

国勢調査における世帯主とは、収入の多少、住民基本台帳の届出等に関係なく、各世帯の判断によっています。

(2)　世帯人員

世帯を構成する各人（世帯員）を合わせた数をいいます。

11　世帯の家族類型

「世帯の家族類型」は、一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のとおり区分した分類をいいます。

区分	内容
親族のみの世帯	二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみからなる世帯
非親族を含む世帯	二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯
単独世帯	世帯人員が一人の世帯
世帯の家族類型「不詳」	世帯の家族類型が判定できない世帯

世帯の家族類型に関する統計の利用の便に供するため、平成 22 年調査から、「親族世帯」及び「非親族世帯」を、「親族のみの世帯」及び「非親族を含む世帯」に変更しました。

また、親族のみの世帯については、その親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって、次のとおり区分しています。

区分	備考
1 核家族世帯	
(1) 夫婦のみの世帯	
(2) 夫婦と子供から成る世帯	
(3) 男親と子供から成る世帯	
(4) 女親と子供から成る世帯	
2 核家族以外の世帯	ア、イの分類は、平成7年調査から用いている。
(5) 夫婦と両親から成る世帯	
ア 夫婦と夫の親から成る世帯	
イ 夫婦と妻の親から成る世帯	
(6) 夫婦とひとり親から成る世帯	
ア 夫婦と夫の親から成る世帯	
イ 夫婦と妻の親から成る世帯	
(7) 夫婦、子供と両親から成る世帯	
ア 夫婦、子供と夫の親から成る世帯	
イ 夫婦、子供と妻の親から成る世帯	
(8) 夫婦、子供とひとり親から成る世帯	
ア 夫婦、子供と夫の親から成る世帯	
イ 夫婦、子供と妻の親から成る世帯	
(9) 夫婦と他の親族(親、子供を含まない)から成る世帯	
(10) 夫婦、子供と他の親族(親を含まない)から成る世帯	
(11) 夫婦、親と他の親族(子供を含まない)から成る世帯	
ア 夫婦、夫の親と他の親族から成る世帯	
イ 夫婦、妻の親と他の親族から成る世帯	
(12) 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯	
ア 夫婦、子供、夫の親と他の親族から成る世帯	
イ 夫婦、子供、妻の親と他の親族から成る世帯	
(13) 兄弟姉妹のみから成る世帯	昭和45年及び50年調査では、(14) に含む。
(14) 他に分類されない世帯	

12　3 世代世帯

「3 世代世帯」とは、世帯主との続き柄が、祖父母、世帯主の父母（又は世帯主の配偶者の父母)、世帯主（又は世帯主の配偶者)、子（又は子の配偶者）及び孫の直系世代のうち、三つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいい、それ以外の世帯員がいるか否かは問いません。

したがって、4 世代以上が住んでいる場合も含みます。また、世帯主の父母、世帯主、孫のように、子（中間の世代）がいない場合も含みます。一方、叔父、世帯主、子のように、傍系となる 3 世代世帯は含みません。

13　母子世帯・父子世帯

(1)　母子世帯

未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の 20 歳未満の子供のみから成る一般世帯をいいます。

(2)　父子世帯

未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の 20 歳未満の子供のみから成る一般世帯をいいます。

(3)　母（父）子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）

平成 22 年調査から、上記「母子世帯」及び「父子世帯」のほか、未婚、死別又は離別の女（男）親と、その未婚の 20 歳未満の子供及び他の世帯員（20 歳以上の子供を除く。）から成る一般世帯を含めた世帯を「母（父）子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む)」として表章しています。

≪注意点≫

母子世帯・父子世帯についての統計表は、昭和 55 年調査から利用できますが、昭和 55 年及び 60 年調査での母子世帯及び父子世帯の女親又は男親には未婚を含めていません。

14　高齢単身世帯・高齢夫婦世帯

(1)　高齢単身世帯

65 歳以上の人一人のみの一般世帯をいいます。

(2)　高齢夫婦世帯

夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦 1 組のみの一般世帯をいいます。

高齢単身世帯・高齢夫婦世帯については昭和 55 年から集計していますが、その定義は次のとおり各回調査で若干異なっています。

区分	調査年	内容
高齢単身者	昭和55年及び60年	60歳以上の人一人のみの世帯 60歳以上の人一人と未婚の18歳未満の者のみから成る世帯
高齢夫婦世帯	平成2年	夫又は妻のいずれかが65歳以上の夫婦1組のみの一般世帯
	昭和55年及び60年	夫又は妻のいずれかが60歳以上の夫婦1組のみの世帯 いずれかが60歳以上の夫婦1組と未婚の18歳未満の人のみから成る世帯（ただし、未婚の18歳未満の人が世帯主である場合には、いずれかが60歳以上の夫婦が世帯主の父母又は祖父母である世帯）

15　住宅の種類

一般世帯について、住居を次のとおり区分しています。

区分	内容
住宅	一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる建物（完全に区画された建物の一部を含む。） 一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように独立して家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、区画ごとに1戸の住宅となります。
住宅以外	寄宿舎・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物 なお、仮小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれます。
住居の種類「不詳」	未回答などにより住居の種類が判定できない場合

16　住宅の所有の関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を、次のとおり区分しています。

区分		内容
主世帯		「間借り」以外の次の5区分に居住する世帯
	持ち家	居住する住宅がその世帯の所有である場合 なお、所有する住宅は登記の有無を問わず、また、分割払いの分譲住宅などで支払が完了していない場合も含みます。
	公営の借家	その世帯の借りている住宅が、都道府県営又は市（区）町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合
	都市再生機構・公社の借家	その世帯の借りている住宅が、都市再生機構又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合 ※　雇用・能力開発機構の雇用促進住宅（移転就職者用宿舎）も含みます。
	民営の借家	その世帯の借りている住宅が、「公営の借家」、「都市再生機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合
	給与住宅	勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合 ※　家賃の支払の有無を問わず、また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含みます。
間借り		他の世帯が住んでいる住宅（持ち家、公営の借家、都市再生機構・公社の借家、民営の借家、給与住宅）の一部を借りて住んでいる場合

17　住宅の建て方

昭和 55 年調査以降、各世帯が居住する住宅の建て方を、次のとおり区分しています。

区分	内容
一戸建	1建物が1住宅であるもの なお、店舗併用住宅の場合でも、1建物が1住宅であればここに含みます。
長屋建	二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの いわゆる「テラス・ハウス」も含みます。
共同住宅	棟の中に二つ以上の住宅があるもので、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの ※　1階が店舗で、2階以上が住宅になっている建物も含みます。 ※　建物の階数により「1・2階建」、「3～5階建」、「6～10階建」、「11～14階建」、「15階建以上」に5区分しています。また、平成17年調査から世帯が住んでいる階についても、建物の階数と同様に五つに区分しています。
その他	上記以外で、例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合

18　国勢調査では、国籍を「日本」のほか、以下のように区分しています。

調査年	区分
令和 7 年	24 区分 「ベトナム」、「韓国、朝鮮」、「中国」、「ネパール」、「インドネシア」、「フィリピン」、「ミャンマー」、「バングラデシュ」、「ブラジル」、「タイ」、「スリランカ」、「アメリカ」、「ペルー」、「カンボジア」、「パキスタン」、「インド」、「オーストラリア」、「カナダ」、「マレーシア」、「モンゴル」、「イギリス」、「フランス」、「ロシア」、「その他」
令和 2 年	13 区分 「韓国、朝鮮」、「中国」、「フィリピン」、「タイ」、「インドネシア」、「ベトナム」、「インド」、「ネパール」、「イギリス」、「アメリカ」、「ブラジル」、「ペルー」、「その他」
平成 27 年	12 区分 「韓国、朝鮮」、「中国」、「フィリピン」、「タイ」、「インドネシア」、「ベトナム」、「インド」、「イギリス」、「アメリカ」、「ブラジル」、「ペルー」、「その他」
平成 17 年及び 22 年	11 区分 「韓国、朝鮮」、「中国」、「フィリピン」、「タイ」、「インドネシア」、「ベトナム」、「イギリス」、「アメリカ」、「ブラジル」、「ペルー」、「その他」
平成 7 年及び 12 年	10 区分 「韓国、朝鮮」、「中国」、「フィリピン」、「タイ」、「フィリピン、タイ以外の東南アジア、南アジア」、「イギリス」、「アメリカ」、「ブラジル」、「ペルー」、「その他」

平成 2 年	6 区分 「韓国、朝鮮」、「中国」、「アメリカ」、「フィリピン」、「東南アジア、南アジアのその他」、「その他」
昭和 60 年以前	4 区分 「韓国、朝鮮」、「中国」、「アメリカ」、「その他」

≪注意点≫

昭和 35 年及び 40 年の沖縄県の調査では、「韓国、朝鮮」が「その他」に含まれています。

二つ以上の国籍を持つ人の扱いは、以下のとおりです。

調査年	国籍
昭和55年以降	1 日本と日本以外の国の国籍を持つ人は「日本」 2 日本以外の二つ以上の国の国籍を持つ人は、調査票の国名欄に記入された国
昭和30年～50年	調査票の国名欄の最初に記入された国 ＜昭和40年における例外＞ 調査票に記入された国の中に 1 韓国、朝鮮があるとき…「韓国、朝鮮」 2 韓国、朝鮮がなく、中国があるとき…「中国」
昭和25年調査	「その他」